

熊本市都市公園行為許可基準要綱

制定 令和4年3月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号。以下「条例」という。）第2条に基づく行為の許可（以下「行為許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の意義)

第2条 条例第2条に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行商その他これらに類する行為（以下「行商等」という。） 店舗を設置せず、有料で食品や物品の販売を行うものをいう。
- (2) 募金その他これらに類する行為（以下「募金等」という。） 公共の福祉に資することを目的として金品及び物品を募って集めるものをいう。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為（以下「撮影等」という。） 職業又は業務として撮影行為を行う場合をいう。
- (4) 興行 観客を集め、有料で演劇・音楽・映画等を催すもので、鑑賞等を主な目的とした催事のことをいう。
- (5) 競技会その他これらに類する催し（以下「競技会等」という。） 運動会やグラウンドゴルフ等の各種スポーツ大会等をいう。
- (6) 展示会、博覧会その他これらに類する催し（以下「展示会等」という。） 一定のテーマに沿った商品（食品や民芸品を含む）のPRや歴史的資料、美術・工芸作品等を普及するために展示・販売等を行うものをいう。
- (7) バーベキュー等を行うため火気を使用すること（以下「火気の使用」という。） バーベキューコンロやカセットコンロ等による調理を行うこと（以下「バーベキュー等」という。）のほか、手持ち花火等による火気の使用（以下「その他の火気の使用」という。）をいう。

(一般的な審査基準)

第3条 行為許可は、次の各号に定める場合に行うことができるものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という）、条例、熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号。以下「規則」という）、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (3) 公共の福祉、公序良俗に反するものでないこと。

(行為者が遵守すべき事項)

第4条 行為許可に当たっては、以下の各号に定める条件を附するものとする。

- (1) 行為中に公園施設を損傷し、又は汚損したときは、現状に復旧すること。
- (2) 行為中に第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決すること。
- (3) この許可の条件に違反したとき又は公園の管理上必要な場合、その他公益上必要があると認めるときは許可を取消すことがある。
- (4) 行為終了後は速やかに清掃し、現状に回復すること。
- (5) 騒音等に注意し、公園利用者及び周辺住民の迷惑にならないようにすること。
- (6) 営利を伴う行為を行う場合は、その内容、種類、価格が公園内での行為として適正なものであること。
- (7) 行為に伴い、周辺交通への影響が生じることが考えられる場合は、所管の警察署長と事前に協議を行うこと。
- (8) 車止め等の鍵を借用した場合は、行為終了後速やかに返却すること。

2 前項各号のほか、特に条件を附すことが必要と認められる場合は、その都度、許可条件を附するものとする。

(関係機関との協議)

第5条 行為に付随して必要となる関係機関との協議については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 食品の販売を行う場合は、保健所の指導に従うこと。
 - (2) 火気の使用にあたって、消防署の指導に従うこと。
 - (3) その他関係法令等で必要となる関係機関との協議についても、適切に実施すること。
- (使用時間)

第6条 行為許可を受けて公園内で行為を行う時間は、原則午前7時から午後8時までの間とする。ただし、開園時間が定められている場合や、公園の管理上支障がなく、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(申請手続)

第7条 行為許可の申請は、都市公園行為許可申請書（様式第1号）及び添付書類を提出して行うものとする。

2 受付期間は、原則として開始日の3か月前における開始日に相当する日から開始日の14日前までとし、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 「熊本市体育施設及び学校施設の優先確保に関する要綱」に基づく場合
- (2) 行為に伴う準備に3か月以上の期間を要する場合

3 同一公園内において同一期間内に許可できる行為は、行商等及び撮影等を除き原則として1件までとする。ただし、公園の管理上支障がないと判断する場合はこの限りでない。

4 行商等を除く当該行為許可の期間は、連続3日間までとし、準備・片付け期間が必要

な場合は、最長5日間までとする。ただし、公園の管理上支障がなく、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(使用料)

第8条 許可に伴う使用料は定められた期限までに必ず納めること。ただし、条例第21条第1項に該当する場合はこの限りでない。

(光熱水費等)

第9条 規則第2条の3に基づき、行為許可に伴い持ち込まれた資機材等に係る光熱水費その他当該行為に係る準備、原状回復等に要する費用については実費請求するものとする。ただし、その対象は通常想定される使用を超えたものとし、使用料の範囲内に納まると考えられる使用については請求の対象としない。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは本要綱の対象外とし、別途基準を定めることができる。

- (1) 法第5条の2(公募対象公園施設の公募設置等指針)に基づくもの。
- (2) 法第17条の2(協議会)に基づくもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条例、規則等で別に許可基準を定めるもの。

(行商等)

第11条 行商等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 公園内で行われる行商等として、その内容、種類、価格がふさわしいものであり、地域振興、利用者の利便性の向上等に資するものであること。
- (2) 公園内の使用箇所以外への立て看板、上り旗等の設置を行わないこと。
- (3) 他の公園利用者の支障にならない場所で行うこと。
- (4) 公園利用者や周辺住民に迷惑となる執拗な声かけ・宣伝活動等を行わないこと。
- (5) 物品の販売については、1日1時間を目安とすること。

(募金等)

第12条 募金等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 公益的かつ世間一般で有用と認知されたもの。
- (2) 公園管理者が指定した場所において行うこと。
- (3) 公園利用者や周辺住民に迷惑となる執拗な声かけ・宣伝活動等を行わないこと。
- (4) 1か月に複数回以上行うものについては、原則として許可しない。

(撮影等)

第13条 撮影等については、次表に掲げるところによらなければならない。

写真又は動画の撮影内容の例	申請
【個人の一般的な撮影】 ・個人のスナップ写真 ・社内報や会報のための撮影	不要

<p>【業とする者による撮影】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七五三、成人式、結婚式の前撮り等の各種記念撮影 ・映画、ドラマ、CM等の撮影 ・写真集、雑誌等の撮影 	必要
--	----

(興行)

第14条 興行については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 実施主体は原則として個人でないこと。ただし、業として興行を行っている個人又は団体が行う催しにおいて、個人が代表となる場合を除く。
- (2) 観客の安全を確保するための対策を徹底すること。
- (3) 演劇・音楽会等で騒音が周辺住民の迷惑になる可能性のあるものについては、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を遵守することとし、必要に応じて事前に音量の測定を行うこと。ただし、測定位置は音の発生源から一番近い公園敷地の境界とする。

(競技会等)

第15条 競技会等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 開催が可能なグラウンド等を備える公園での実施を原則とし、備えない公園の場合は広場にて実施すること。
- (2) 周囲の観客や公園利用者に危害が及ばないように、安全対策を徹底すること。

(展示会等)

第16条 展示会等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地域振興、普及啓発、利用者の教養の向上等に資すること。
- (2) 実施主体は原則として個人でないこと。ただし、業として展示会等を行っている個人又は団体が行う催しにおいて、個人が代表となる場合はこの限りでない。
- (3) 公園利用者や周辺住民への影響が大きいと考えられるものについては、原則として1月に1回までの実施とする。

(火気の使用)

第17条 バーベキュー等は、原則として「都市公園におけるバーベキュー等火気の使用に関する要綱」によるものとする。ただし、第10条第2号の協議会で承認された場合又は第14条から第16条に該当する行為に付随する場合はこの限りではない。

2 その他の火気の使用については、第10条第2号の協議会で承認された場合又は第14条から第16条に該当する行為に付随する場合は行うことができるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。